

## 指定管理者のモニタリングに係る外部評価の結果

枚方市都市公園指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、枚方市都市公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り、慎重に調査・審議された結果、下記のとおり評価されました。

### 記

#### 1. 対象施設

施設名称	枚方市都市公園
指定管理者	京阪ひらかたスポーツみどりグループ
施設所管部署	公園みどり課

#### 2. 評価結果

モニタリングは概ね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある。

#### 3. 評価コメント

- 指定管理業務に関する経費等の口座管理の点で募集要項との不整合が生じている点について、区分経理による収支管理を行っているとして、市は容認している状況となっているが、評価に至る根拠が不十分であった。本来は指定管理者が他の事業で利用する口座とは別の口座で収支管理を行うべきところ、特例的に他の事業等と同一の口座での管理を認めるのであれば、区分経理ができていると判断できる根拠資料の提出を求め、より厳格に確認した上で評価する必要がある。  
また、収支管理の点も含め、市は、管理運営状況を日常的に確実に把握し、課題である点については改善指示を出すなどしたうえで、評価を行う必要がある
- 指定管理者による一次評価と市による二次評価に乖離がある箇所について、施設の指定管理事業のさらなるステップアップを目指し、評価の経過や今後の改善などについても記録して、指定管理者に共有することが望ましい。

#### 4. 所管部署による改善策

指摘事項	改善策
募集要項において、指定管理業務に伴う経費及び収入は、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理することを求めているが、特例として他の事業等と同一の口座での管理を認めるのであれば、区分経理できていると判断できる根拠資料をより厳格に確認すべき。	定期モニタリング時には帳簿の提示を受け、会計ごとに費用が正しく仕分けされていることを確認し、区分経理ができていることを確認する。
市は、管理運営状況を日常的に確実に把握し、課題である点については改善指示を出すなどしたうえで、評価を行うべき。	定期的な報告を確認し、改善が必要な場合は協議や指示を行い、打合せ簿を用いて双方で確認・共有を行う。

## 5. 審議等の経過

令和8年1月5日

評価委員会への諮問

第1回評価委員会 開催

評価委員会からの答申

令和8年3月31日

評価結果の決定